

改正

昭和43年4月1日条例第17号

昭和46年7月21日条例第25号

昭和47年3月31日条例第20号

昭和48年10月15日条例第33号

昭和49年6月20日条例第36号

昭和51年3月31日条例第15号

昭和52年3月31日条例第19号

昭和56年3月31日条例第18号

昭和56年12月24日条例第33号

昭和59年3月31日条例第9号

昭和61年3月29日条例第13号

昭和62年3月9日条例第9号

平成元年3月30日条例第12号

平成2年3月30日条例第16号

平成5年10月1日条例第33号

平成6年3月31日条例第7号

平成7年3月13日条例第5号

平成7年10月6日条例第29号

平成9年3月31日条例第10号

平成10年10月6日条例第28号

平成11年12月24日条例第66号

平成12年3月29日条例第33号

平成12年12月22日条例第64号

平成15年3月12日条例第23号

平成16年3月26日条例第16号

平成16年12月27日条例第49号

平成17年3月29日条例第30号

平成17年7月22日条例第56号
平成18年3月29日条例第26号
平成19年12月26日条例第64号
平成21年3月25日条例第19号
平成23年9月29日条例第34号
平成23年12月20日条例第51号
平成26年3月26日条例第29号
平成26年12月9日条例第66号
平成27年3月20日条例第22号
平成28年3月14日条例第11号
平成30年3月27日条例第26号
平成31年3月22日条例第19号
令和元年10月7日条例第16号
令和2年3月16日条例第1号
令和3年3月24日条例第18号
令和5年12月14日条例第47号
令和6年3月22日条例第22号
令和7年3月27日条例第26号
令和7年7月1日条例第45号
令和7年12月12日条例第59号
令和8年3月27日条例第10号

都市公園条例をここに公布する。

都市公園条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

第2章 都市公園の管理

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 規則で定める公園施設に広告物を掲出すること。
- (5) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他知事の指示する事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

4 知事は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められるものであって、規則で定める基準に適合する場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 知事は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。

(8) 都市公園をその用途外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の構造

オ 公園施設の外観

カ 公園施設の管理の方法

キ 工事实施の方法

ク 工事の着手及び完了の時期

ケ 都市公園の復旧方法

コ その他知事の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理する公園施設

エ 管理の方法

オ その他知事の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 占有物件の外観

(2) 占有物件の管理の方法

- (3) 工事实施の方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 都市公園の復旧方法
- (6) その他知事の指示する事項

3 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が占用の目的に付随して行うもの

4 公園施設の設置又は都市公園の占用の許可を受けようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(申請書等の変更)

第8条 前条の許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、第7条の規定を準用する。

(有料公園施設)

第9条 公園施設のうち有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、次のとおりとする。

都市公園名	有料公園施設
宮崎県総合運動公園	<ul style="list-style-type: none"> 1 軟式野球場 2 運動広場 3 サッカー場 4 ラグビー場 5 補助球技場 6 陸上競技場 7 第二陸上競技場 8 第三競技場 9 庭球場 10 合宿所 11 トレーニング場 12 第二トレーニング場 13 ゲートボール場 14 屋内練習場

	15	自転車競技場
	16	武道館
	17	硬式野球場
	18	第二硬式野球場
	19	屋内運動場
	20	屋内走路
	21	駐車場

2 有料公園施設（武道館（トレーニングルームに限る。）及び駐車場を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

3 この条例に定めるもののほか、有料公園施設の管理及び使用に関し必要な事項は、規則で定める。

（使用料の納付）

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第1の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 有料公園施設を使用する者は、別表第2の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。ただし、駐車場について規則で定める場合は、この限りでない。

第3章 監督

（監督処分）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。

- （1） この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- （2） この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- （3） 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- （1） 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- （2） 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- （3） 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第11条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第11条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項（以下この号及び次号において「公示事項」という。）を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を規則で定める場所に掲示し、又は公示事項を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすること。
- (2) 前号の規定により公示された工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、公示事項を宮崎県公報に登載し、又は新聞紙に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第11条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第11条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(工作物等を返還する場合の手続)

第11条の6 知事は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

第4章 雑則

（届出）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- （1） 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- （2） 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- （3） 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- （4） 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- （5） 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- （6） 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- （7） 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

（使用料の減額等）

第13条 知事は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1） 使用者の責めに帰することができない理由により当該使用が不能となったとき。
- （2） 宮崎県総合運動公園の管理上の必要又は公益上の必要によって当該使用の許可が取り消されたとき。
- （3） 使用者が当該使用開始前に使用の取消しの申出をし、その理由が相当であると知事が認めたとき。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第15条 第3条から第8条まで及び第11条から第12条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第15条の2 知事は、必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、別表第3に掲げる都市公園の管理を法人その他の団体(以下「団体」という。)で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第15条の3 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に都市公園の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請の手続について、あらかじめ公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補(以下「指定管理候補者」という。)を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(4) その他規則で定める基準

(指定管理者の指定の手続の特例)

第15条の4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

(1) 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

(3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。

(4) 都市公園に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下この号において「民間資金法」という。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定により選定された団体を指定管理候補者とするとき。

(5) その他知事が特に必要と認めるとき。

2 知事は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第15条の5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 都市公園の利用に関する業務

(2) 都市公園（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務

(3) その他都市公園の管理運営に関して規則で定める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第15条の6 指定管理者は、第15条の8の規定により読み替えて適用される第6条に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って都市公園の管理を行わなければならない。

（利用料金）

第15条の7 知事は、相当と認めるときは、有料公園施設の利用料金を当該指定管理者の収入として、收受させるものとする。

2 前項の場合における利用料金は、別表第2に掲げる額を超えない範囲内において指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、公益上その他特別の事由がある場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者が管理する場合の読替）

第15条の8 第15条の2の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条、第9条、第10条第2項及び第14条の規定の適用については、第6条及び第9条第2項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第10条第2項中「別表第2の定めるところにより、使用料」とあるのは「利用料金」と、第14条各号列記以外の部分中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3号中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第15条の9 知事は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行につき必要な事項は、知事が定める。

第5章 罰則

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項（第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第3条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条（第15条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第5条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第11条第1項又は第2項（第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

第19条 法第5条の11の規定により知事に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、知事とみなす。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年7月21日条例第25号）

この条例は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日条例第20号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定及び別表区分の欄の改正規定は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和48年10月15日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項の表及び別表の改正規定中陸上競技場及び水泳場に関する部分は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（昭和49年6月20日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第15号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び別表の改正規定中トレーニング場に関する部分は、この条例の施行の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日条例第19号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第18号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月24日条例第33号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月29日条例第13号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月9日条例第9号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び第2項の改正規定並びに別表第2の改正規定中日向景修園及び駐車場に関する部分は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成元年3月30日条例第12号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日条例第16号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月1日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第7号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月13日条例第5号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成7年10月6日条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項若しくは第3項の許可を受け、又は同法第9条の協議が成立している占用物件（この条例の施行の日において当該許可又は当該協議に係る占用の期間が更新されたものを含む。以下「既存占用物件」という。）に係る平成9年度以降の各年度における1年当たりの使用料の額は、当該既存占用物件ごとにこの条例による改正後の都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により算出した1年当たりの使用料の額が、前年度の1年当たりの使用料の額に100分の110を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、当該調整使用料額とする。

附 則（平成10年10月6日条例第28号）

この条例は、平成10年11月16日から施行する。

附 則（平成11年12月24日条例第66号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月29日条例第33号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第64号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成15年3月12日条例第23号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第16号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第30号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月22日条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の都市公園条例（以下「改正前の条例」という。）第15条の2の規定により管理を委託している都市公園については、改正前の条例第15条の2及び別表第3の規定は、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の第15条の3第3項の規定により指定管理者を指定した都市公園にあつては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成18年3月29日条例第26号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日条例第64号）

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第19号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月29日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第51号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第29号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日条例第66号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 3 月20日条例第22号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月14日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定（義務教育学校に係る部分に限る。）は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（「第 7 条第 1 号」を「第 7 条第 1 項第 1 号」に、「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 1 項第 2 号」に、「第 7 条第 3 号」を「第 7 条第 1 項第 3 号」に、「第 7 条第 4 号」を「第 7 条第 1 項第 4 号」に、「第 7 条第 6 号」を「第 7 条第 1 項第 6 号」に改める部分を除く。）は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月22日条例第19号）

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

附 則（令和元年10月 7 日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月16日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月24日条例第18号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年12月14日条例第47号）

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（令和 6 年 2 月規則第 4 号で、同 6 年 3 月 6 日から施行）

- （1） 第 1 条の規定 公布の日
- （2） 第 2 条の規定 公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日（令和 5 年12月規則第55号で、同 6 年 1 月 5 日から施行）
- （3） 第 3 条中都市公園条例別表第 2 付表 1 の改正規定 令和 6 年 4 月 1 日

附 則（令和 6 年 3 月22日条例第22号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月27日条例第26号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から起算して

6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（令和7年6月規則第40号で、同7年7月1日から施行）

附 則（令和7年7月1日条例第45号）

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和7年12月12日条例第59号）

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（令和8年3月規則第6号で、同8年3月21日から施行）

- （1） 第1条の規定 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（令和8年3月規則第6号で、同8年3月18日から施行）
- （2） 第3条の規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日（令和8年1月規則第1号で、同8年1月31日から施行）
- （3） 第4条の規定 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日

附 則（令和8年3月27日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（前項ただし書に規定する規定については、当該規定の施行の日）以後にする公示送達、公示又は通知について適用し、同日前にした公示送達、公示又は通知については、なお従前の例による。

（1）・（2） （略）

（3） 第3条の規定による改正後の都市公園条例第11条の3第1項第1号及び第2号

（4）・（5） （略）

別表第1（第10条関係）

種類	区分	単位	金額（円）	納期
公園施設の設置許可による使用料	自動販売機	1台1年につき	立地条件等を勘案して知事が定める額	知事が定める。
公園施設の管	県立平和台公	レストハウス	1平方メートル1	250

理許可による 使用料	園		月につき			
都市公園の占 用許可による 使用料	法第7条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電 柱	宮崎市	1本1年につき	670	
			西都市		620	
		第2種電 柱	宮崎市		1,000	
			西都市		950	
		第3種電 柱	宮崎市		1,400	
			西都市		1,300	
		第1種電 話柱	宮崎市		600	
			西都市		550	
		第2種電 話柱	宮崎市		960	
			西都市		880	
		第3種電 話柱	宮崎市		1,300	
			西都市		1,200	
		その他の 柱類	宮崎市		60	
			西都市		55	
		共架電線 その他上 空に設け る線類	宮崎市		長さ1メートル1 年につき	6
			西都市			6
		地下電線 その他地 下に設け る線類	宮崎市		4	
			西都市		3	
		路上に設 ける変圧 器	宮崎市		1個1年につき	590
			西都市			540
地下に設 ける変圧	宮崎市	占用面積1平方メ ートル1年につき	360			
	西都市		330			

	器			
	変圧塔そ	宮崎市	1個1年につき	1,200
	の他これ に類する もの	西都市		1,100
	その他の	宮崎市	占用面積1平方メ	1,200
	もの	西都市	ートル1年につき	1,100
法第7条第1 項第2号に掲 げる物件	外径が	宮崎市	長さ1メートル1 年につき	25
	0.07メー トル未満 のもの	西都市		23
	外径が	宮崎市		36
	0.07メー トル以上 0.1メー トル未満 のもの	西都市		33
	外径が	宮崎市		54
	0.1メー トル以上 0.15メー トル未満 のもの	西都市		50
	外径が	宮崎市		72
	0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの	西都市		66

	外径が 0.2メー トル以上	宮崎市		110	
		西都市		99	
	0.3メー トル未満 のもの	宮崎市		140	
		西都市		130	
	0.4メー トル未満 のもの	宮崎市		250	
		西都市		230	
	0.7メー トル未満 のもの	宮崎市		360	
		西都市		330	
	1メー トル未満の もの	宮崎市		720	
		西都市		660	
	法第7条第1	地下に設	宮崎市	占用面積1平方メ	660

	項第3号に掲げる施設	ける通路	西都市	一トル1年につき	250	
		その他のもの	宮崎市		1,200	
			西都市		1,100	
	法第7条第1項第4号に掲げる工作物	郵便差出箱	宮崎市	1個1年につき	510	
			西都市		460	
		公衆電話所	宮崎市		1,200	
			西都市		1,100	
	法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物	宮崎市		占用面積1平方メ	22	
		西都市		一トル1日につき	8	
	標識	宮崎市		1本1年につき	960	
		西都市			880	
	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	宮崎市		占用面積1平方メ	7	
西都市		一トル1日につき	3			
第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料	物品販売（硬式野球場の売店における物品販売を除く。）、募金その他これらに類する行為		1日につき	240	使用前	
	業として行う写真の撮影			200		
	業として行う映画の撮影			10,710		
	興行			4,710		
	広告物の掲出	硬式野球場のグラウンドフェンスに設けるもの 内野側グラウンドフェンス 外野側グラウンドフェンス	表示面積1平方メ 一トル1年につき	22,620		
				37,700		
	その他のもの	表示面積1平方メ	1,830			

		一トル1日につき	
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1日につき	4,710

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告物の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 内野側グラウンドフェンスとは、控え選手観戦席から両翼のポールまでのグラウンドフェンスの内壁を、外野側グラウンドフェンスとは、外野席前のグラウンドフェンスの内壁をいうものとする。
- 6 都市公園の占用許可による使用料は、宮崎市内に所在する都市公園においては同市の区分に応じた金額の欄に掲げる額とし、西都市内に所在する都市公園においては同市の区分に応じた金額の欄に掲げる額とする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 8 使用料の額が年額で定められている場合において、その占用の期間若しくは使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

- 9 使用料の額が月額で定められている場合において、その使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。
- 10 1月未満の都市公園の占用許可に係る使用料は、金額の欄に掲げる金額に1.1を乗じて得た額とする。

別表第2（第10条、第15条の7関係）

種類	区分	単位	金額（円）	納期	備考
宮崎県総合運動公園使用料	軟式野球場	1面1時間につき		使用前	1 アマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収するときの使用料は、金額の欄に掲げる金額の2倍とする。
	サッカー場	児童生徒	450		2 アマチュアスポーツ以外に使用する場合で、入場料を徴収するときの使用料は金額の欄に掲げる金額の20倍とし、入場料を徴収しないときの使用料は金額の欄に掲げる金額の10倍とする。
	ラグビー場	その他の者	900		3 幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が使用する場合の使用料は、金額の欄に掲げる「児童生徒」又は「小学校児童及び中学校生

運動広場	1面1時間につき			徒」の金額とする。
	児童生徒	240	4	前3号の規定は、駐車場、会議室、競技器具及び放送器具に係る使用料については、適用しない。
	その他の者	470	5	1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
			6	補助球技場、陸上競技場、トレーニング場、第二トレーニング場、屋内練習場又は屋内走路を使用する者が照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、1時間につき補助球技場にあつては全灯のときは2,320円、5分の3灯のときは1,400円、陸上競技場にあつては団体が使用するときには2,440円、個人が使用するときには1,220円、トレーニング場のうち体育

			<p>館にあつては1,020円、トレーニング場のうちウェイトトレーニング場にあつては150円、第二トレーニング場にあつては150円、屋内練習場にあつては3,490円、屋内走路にあつては団体が使用するときには180円、個人が使用するときには90円を加えた額とする。</p>
補助球技場	1面1時間につき		7 庭球場に係る使用料については、付表1に掲げるところによる。
	児童生徒	600	8 武道館に係る使用料については、付表2に掲げるところによる。
	その他の者	1,200	9 硬式野球場に係る使用料については、付表3に掲げるところによる。
陸上競技場	団体が使用する場合		10 第2硬式野球場に係る使用料については、付表4に掲げるところによる。
	1時間につき		
	児童生徒	1,360	
	その他の者	2,710	
	個人が使用する場合		11 屋内運動場に係る使用料については、付表5に掲げるところによる。
	1時間につき		
	児童生徒	70	

		その他の者	130
第二陸上競技場			
300メートル 競技場	団体が使用する場合		
	1時間につき		
	児童生徒		380
	その他の者		740
	個人が使用する場合		
	1時間につき		
	児童生徒		70
	その他の者		130
投てき場	団体が使用する場合		
	1時間につき		
	児童生徒		200
	その他の者		390
	個人が使用する場合		
	1時間につき		
	児童生徒		70
	その他の者		130
第三競技場	団体が使用する場合		
	1時間につき		
	児童生徒		510
	その他の者		1,000
	個人が使用する場合		
	1時間につき		
	児童生徒		70
	その他の者		130
庭球場	付表1に掲げる単位	付表1に掲げる	
		金額	
トレーニング場			

る。

	体育館	団体が使用する場合	
		1時間につき	
		児童生徒	360
		その他の者	700
		個人が使用する場合	
		1時間につき	
	児童生徒	70	
	その他の者	130	
	ウェイトトレーニング場	団体が使用する場合	
		1時間につき	
		児童生徒	360
		その他の者	700
個人が使用する場合			
1時間につき			
児童生徒	70		
その他の者	130		
第二トレーニング場	1時間につき		
	児童生徒の団体	360	
	その他の団体	700	
ゲートボール場	1面1時間につき		
	児童生徒	160	
	その他の者	320	
屋内練習場	1時間につき		
	児童生徒	780	
	その他の者	1,550	
合宿所	1人1泊につき		
	小学校児童及び中学校生徒	360	

	高等学校生徒	470
	その他の者	1,070
自転車競技場	団体が使用する場合	
	1時間につき	
	児童生徒	720
	その他の者	1,440
	個人が使用する場合	
	1時間につき	
	児童生徒	80
	その他の者	160
武道館	付表2に掲げる単位	付表2に掲げる金額
硬式野球場	付表3に掲げる単位	付表3に掲げる金額
第二硬式野球場	付表4に掲げる単位	付表4に掲げる金額
屋内運動場	付表5に掲げる単位	付表5に掲げる金額
屋内走路	団体が使用する場合	
	1時間につき	
	児童生徒	120
	その他の者	240
	個人が使用する場合	
	1時間につき	
	児童生徒	60
	その他の者	120
駐車場	1日につき	
	普通自動車（乗員	600
	定員11人以上のも	

	の)		
	普通自動車（乗員 定員10人以下のも の)		300
	大型特殊自動車		600
	小型自動車（二輪 自動車を除く。）		300
	小型特殊自動車		300
	軽自動車（二輪自 動車を除く。）		300
	二輪自動車		100
	原動機付自転車		100
会議室	1時間につき		1,230
競技器具			
折りたたみい す	1点1時間につき		10
長机	1点1時間につき		10
テント	1点1時間につき		40
走高跳器具	1組1時間につき		90
棒高跳器具	1組1時間につき		90
ハードル	1組1時間につき		90
トランポリン	1台1時間につき		200
バスケットボ ールゴール	1組1時間につき		200
ハンドボール ゴール	1組1時間につき		200
写真判定装置	1式1時間につき		3,150
体操用器械器 具	1種目1時間につき		70

		1 式 1 時間につき	390
	ラグビースコ	1 時間につき	150
	アボード		
	その他の器具	1 点 1 時間につき	20
	競技器具 1 式	1 時間につき	780
	放送器具		
	固定式	アマチュアスポーツ に使用する場合 1 時間につき	1,020
		アマチュアスポーツ 以外に使用する場合 1 時間につき	2,040
	移動式	アマチュアスポーツ に使用する場合 1 時間につき	520
		アマチュアスポーツ 以外に使用する場合 1 時間につき	1,020

- (注) 1 「児童生徒」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、特別支援学校（幼稚部に限る。）及び大学を除く。）に在学する者をいう。
- 2 小学校児童及び中学校生徒には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童並びに義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。
- 3 高等学校生徒には中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒並びに高等専門学校の学生を含む。
- 4 「1泊」とは、初日の午後4時から翌日の午後4時までの範囲とする。
- 5 駐車場の使用に係る車両の種類は、道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第9条第6号に規定する車両の種類による。ただし、貨物の運送の用に供する普通自動車は、普通自動車（乗員定員11人以上のもの）とみなして適用する。

6 「会議室」とは、陸上競技場及び合宿所の会議室をいう。

付表1 (庭球場関係)

区分	単位	金額(円)	納期	備考
屋外コート	1面1時間につき 児童生徒 その他の者	270 530	使用前	<p>1 アマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収するときの使用料は、金額の欄に掲げる金額の2倍とする。</p> <p>2 アマチュアスポーツ以外に使用する場合で、入場料を徴収するときの使用料は金額の欄に掲げる金額の20倍とし、入場料を徴収しないときの使用料は金額の欄に掲げる金額の10倍とする。</p> <p>3 幼児(満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)が使用する場合の使用料は、金額の欄に掲げる「児童生徒」の金額とする。</p> <p>4 前3号の規定は、会議室、多目的スペース及び附帯設備器具に係る使用料については、適用しない。</p> <p>5 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p> <p>6 照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、30分(30分に満たない端数</p>
屋内コート	1面1時間につき 児童生徒 その他の者	430 860		
会議室	1時間につき			
会議室1		120		
会議室2				
会議室3 会議室4 会議室5		160		
多目的スペース	1時間につき 多目的スペース1 多目的スペース2 多目的スペース3	160		
附帯設備器具 簡易空調	1台1時間につき	70		
	10月から5月までの期間			

6月から 9月まで の期間	1時間につき	210	<p>があるときは、その端数は30分とする。)につき屋外コートにあつては全灯のときは340円、8分の5灯のときは220円、12分の5灯のときは150円、屋内コートにあつては全灯のときは280円、8分の5灯のときは180円、12分の5灯のときは120円を加えた額とする。</p> <p>7 持込電気器具用電気に係る使用料は、当該電気器具に表示された電力に1キロワット未満の端数があるときは、その端数は1キロワットとして算定する。</p>
スポットクーラー	1台1時間につき	40	
放送器具			
固定式	1時間につき	1,020	
移動式	1時間につき	520	
持込電気器具用電気	1キロワット1時間につき	80	
冷房設備	1時間につき		
	会議室		
	会議室 1	50	
	会議室 2		
	会議室 3		
	会議室 4		
	会議室 5		
	多目的スペース		
	多目的スペース 1	50	
	多目的スペース 2		
	多目的スペース 3		
暖房設備	1時間につき		
	会議室		
	会議室 1	50	
	会議室 2		
	会議室 3		
	会議室 4		
	会議室 5		
	多目的スペース		

多目的スペース1	50	
多目的スペース2		
多目的スペース3		

(注) 「児童生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、特別支援学校（幼稚部に限る。）及び大学を除く。）に在学する者をいう。

付表2（武道館関係）

区分	単位	金額（円）	納期	備考
主道場	専用使用の場合		使用前	1 アマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収するときの使用料は、金額の欄に掲げる金額の2倍とする。
	1時間につき			2 アマチュアスポーツ以外に使用する場合で、入場料を徴収するときの使用料は金額の欄に掲げる金額の20倍とし、入場料を徴収しないときの使用料は金額の欄に掲げる金額の10倍とする。
	児童生徒	910		3 幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が使用する場合の使用料は、金額の欄に掲げる「児童生徒」の金額とする。
	その他の者	1,820		4 前3号の規定は、トレーニングルーム、会議室及び附帯設備器具に係る使用料については、適用しない。
	個人が使用する場合			5 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、

1 時間につき

児童生徒

その端数は1時間とする。

6 1つの団体が主道場、柔道場、剣道場、副道場、弓道場（近的）又は弓道場（遠的）の一部を独占して使用する場合（以下「部分使用の場合」という。）の使用料は、当該金額の欄に掲げる「専用使用の場合」の金額に、主道場にあつてはその3分の2以下の面積を使用するときは3分の2、2分の1以下の面積を使用するときは2分の1、3分の1以下の面積を使用するときは3分の1、柔道場にあつてはその4分の3以下の面積を使用するときは4分の3、2分の1以下の面積を使用するときは2分の1、4分の1以下の面積を使用するときは4分の1、剣道場、副道場又は弓道場（遠的）にあつてはその2分の1以下の面積を使用するときは2分の1、弓道場（近的）にあつてはその3分の2以下の面積を使用するときは3分の2、3分の1以下の面積を使用するときは3分の1を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）とする。

50

7 トレーニングルームを2時間

	その他の者	90	<p>を超過して使用する場合は、超過時間1時間（1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。）につき、当該金額の欄に掲げる金額に2分の1を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）を徴収する。</p> <p>8 大会議室の2分の1を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に2分の1を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）とする。</p>
柔道場	<p>専用使用の場合</p> <p>1時間につき</p> <p>児童生徒 680</p> <p>その他の者 1,350</p> <p>個人が使用する場合</p> <p>1時間につき</p> <p>児童生徒 50</p> <p>その他の者 90</p>		<p>9 持込電気器具用電気に係る使用料は、当該電気器具に表示された電力に1キロワット未満の端数があるときは、その端数は1キロワットとして算定する。</p> <p>10 専用使用の場合又は部分使用の場合において照明設備の一部を使用するときの使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、主道場にあつてはその3分の2以下の照明を使用するときは3分の2、2分の1以下の照明を使用するときは2分の1、3分の1以下の照明を使用するときは3分の1、柔道場にあつてはその4分の3</p>

剣道場 副道場 相撲場 弓道場 (近的)	専用使用の場合 1時間につき 児童生徒 その他の者	410 800	
弓道場 (遠的)	個人が使用する場合 1時間につき 児童生徒 その他の者	50 90	
トレーニング ルーム	1人2時間まで 児童生徒 その他の者	210 400	
会議室 大会議室 中会議室 小会議室	1時間につき	1,610 410 270	

以下の照明を使用するときは4分の3、2分の1以下の照明を使用するときは2分の1、4分の1以下の照明を使用するときは4分の1、剣道場、副道場又は弓道場(遠的)にあつてはその2分の1以下の照明を使用するときは2分の1、弓道場(近的)にあつてはその3分の2以下の照明を使用するときは3分の2、3分の1以下の照明を使用するときは3分の1を乗じて得た額(100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。)とする。

附帯設備器具		
折りたたみ いす	1点1時間につき	10
長机	1点1時間につき	10
テント	1点1時間につき	40
バレーボー ル用具	一式1時間につき	60
バドミント ン用具	一式1時間につき	60
バドミント ンコートシ ート	一式1時間につき	370
卓球用具	一式1時間につき	60
電光表示盤	一式1時間につき	150
ステージラ イト	1列1時間につき	120
放送器具		
固定式	アマチュアスポーツに 使用する場合 1時間につき	970
	アマチュアスポーツ以 外に使用する場合 1時間につき	1,910
移動式	アマチュアスポーツに 使用する場合 1時間につき	490
	アマチュアスポーツ以 外に使用する場合 1時間につき	950
その他の器	1点1時間につき	20

具			
持込電気器具	1キロワット1時間につき		80
照明設備	専用使用の場合 1時間につき		
	主道場		3,280
	柔道場		1,380
	剣道場 副道場		970
	相撲場 弓道場(近的) 弓道場(遠的)		
冷房設備	1時間につき		
	主道場		7,780
	柔道場		2,450
	剣道場 副道場		1,510
	相撲場		
	弓道場 (近的)		230
	弓道場 (遠的)		
	会議室		
	大会議室		2,120
	中会議室		470
	小会議室		70
暖房設備	1時間につき		
	主道場		5,870
	柔道場		1,930
	剣道場 副道場		1,230
	相撲場		
	弓道場 (近的)		210
	弓道場 (遠的)		
	会議室		

大会議室	1,430
中会議室	320
小会議室	70

(注) 1 「専用使用の場合」とは、1つの団体が主道場、柔道場、剣道場、副道場、相撲場、弓道場（近的）又は弓道場（遠的）の全部を独占して使用する場合をいう。

2 「児童生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、特別支援学校（幼稚園に限る。）及び大学を除く。）に在学する者をいう。

付表3（硬式野球場関係）

区分	単位	金額（円）	納期	備考	
グラウンド	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき 1時間につき 児童生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に使用するとき 1時間につき	1,350 2,690 26,790	使用前	1 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。 2 照明設備の一部を使用するときの使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、4分の3以下の照明を使用するときは4分の3、2分の1以下の照明を使用するときは2分の1、3分の1以下の照明を使用するときは3分の1、6分の1以下の照明を使用するときは6分の1を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）とする。
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき 全日 児童生徒の団体	最高入場料の50人分に相当する額（その額が14,730円に満たない場合は、14,730		

		円) その他の団体 最高入場料の100人 分に相当する額（そ の額が29,450円に満 たない場合は、 29,450円) アマチュアスポー ツ以外に使用する とき 全日 最高入場料の300人 分に相当する額（そ の額が294,550円に 満たない場合は、 294,550円)
照明設備	アマチュアスポー ツに使用する場合 1時間につき アマチュアスポー ツ以外に使用する 場合 1時間につき	46,170 230,820
会議室	1時間につき	
大会議室		1,060
中会議室		320
スコアボード	1時間につき	950
ミーティング室	1時間につき	700
監督室	1時間につき	160
コーチ室	1時間につき	120
売店	1箇所全日につき	

内野スタンド内 の売店		490	
外野スタンド内 の売店		700	
附帯設備器具			
折りたたみいす	1点1時間につき	10	
長机	1点1時間につき	10	
放送器具	アマチュアスポー ツに使用する場合 1時間につき	980	
	アマチュアスポー ツ以外に使用する 場合 1時間につき	1,950	
冷房設備	1時間につき		
	大会議室	690	
	中会議室	200	
	ミーティング室	370	
	監督室	130	
	コーチ室	130	
暖房設備	1時間につき		
	大会議室	630	
	中会議室	190	
	ミーティング室	330	
	監督室	120	
	コーチ室	120	

(注) 1 「児童生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、特別支援学校（幼稚部に限る。）及び大学を除く。）に在学する者をいう。

2 「全日」とは、午前9時から午後10時までをいう。

3 「最高入場料」とは、1人当たりの入場料のうち、1日当たりの最高の入場料をいう。

付表4 (第二硬式野球場関係)

区分		単位	金額 (円)	納期	備考
グラウンド	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき 1時間につき 児童生徒の団体 その他の団体	650 1,280	使用前	1 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
		アマチュアスポーツ以外に使用するとき 1時間につき	2,070		
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき 1時間につき 児童生徒の団体 その他の団体	1,280 12,760		
		アマチュアスポーツ以外に使用するとき 全日	最高入場料の300人分に相当する額 (その額が89,280円に満たない場合は、89,280円)		
会議室		1時間につき	230		
スコアボード		1時間につき	230		

附帯設備器具			
放送器具	1時間につき	300	

(注) 1 「児童生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、特別支援学校（幼稚部に限る。）及び大学を除く。）に在学する者をいう。

2 「全日」とは、午前9時から午後5時までをいう。

3 「最高入場料」とは、1人当たりの入場料のうち、1日当たりの最高入場料をいう。

付表5（屋内運動場関係）

区分	単位	金額（円）	納期	備考
アリーナ 入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき 1時間につき		使用前	1 幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が使用する場合の使用料は、金額の欄に掲げる「児童生徒」の金額とする。
	児童生徒の団体 1時間につき	1,370		2 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。 3 1つの団体がアリーナの2分の1以下の面積を独占して使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に2分の1を乗じて得た額とする。
	その他の団体 アマチュアスポーツ以外に使用するとき 1時間につき	2,740		4 照明設備の一部を使用するときの使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、4分の3以下の照明を使用するときは4分の3、2分の1以下の照明を使用するときは2分の1、10分の

			3以下の照明を使用するときは10分の3、5分の1以下の照明を使用するときは5分の1、10分の1以下の照明を使用するときは10分の1を乗じて得た額とする。
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき 1時間につき 児童生徒の団体 その他の団体	2,740 5,470	
	アマチュアスポーツ以外に使用するとき 全日	最高入場料の100人分（その額が300,640円に満たない場合は、300,640円）	
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合 1時間につき アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1時間につき	4,050 20,170	
会議室 会議室1	1時間につき	240	

会議室 2		220
スコアボード	1 時間につき	60
附帯設備器具		
折りたたみいす	1 点 1 時間につき	10
長机	1 点 1 時間につき	10
放送器具	アマチュアスポーツに使用する場合 1 時間につき	970
	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合 1 時間につき	1,930
その他の器具	1 点 1 時間につき	20
冷房設備	1 時間につき	
	会議室 1	630
	会議室 2	630
	内野側	12,160
	外野側	1,120
暖房設備	1 時間につき	
	会議室 1	570
	会議室 2	570
	内野側	12,440
	外野側	1,020

- (注) 1 「児童生徒」とは、学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園、特別支援学校（幼稚園に限る。）及び大学を除く。）に在学する者をいう。
- 2 「全日」とは、午前 9 時から午後 10 時までをいう。
- 3 「最高入場料」とは、1 人当たりの入場料のうち、1 日当たりの最高入場料をいう。

別表第3（第15条の2関係）

名称

県立平和台公園

特別史跡公園西都原古墳群

宮崎県総合運動公園

県立阿波岐原森林公園

宮崎県総合文化公園